

次期（第8次）医療計画策定に関する国での検討状況

1. 基準病床数について

- 病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保するため、全国一律の算定式により設定（地域で整備する病床数の上限）
 - ・一般病床・療養病床…二次医療圏ごとに算定
 - ・精神病床、感染症病床、結核病床…都道府県の区域ごとに算定
- 基準病床の算出に用いる数値の見直し
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年以降のデータは除外
 - ・精神病床については、入院患者数が減少傾向にあることや精神科医療の進展、疾病構造の変化等の影響を勘案できるものとするよう見直し

2. 5疾病・6事業及び在宅医療について

- 現行の5疾病・5事業及び在宅医療に加え、「新興感染症への対応に関する事項」を6事業目として追加
 - 5疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
 - 6事業…救急医療、災害医療、地域医療、周産期医療、小児医療、新興感染症
- 「新興感染症への対応に関する事項」の具体的な記載内容については、国検討会での議論を踏まえ、指針等に反映

3. 地域医療構想について

- 新型コロナウイルス感染症対応が続く中ではあるが、地域医療構想の背景である中長期的な状況や見通しは変わっていないことから、着実に取組を継続
- 現在の地域医療構想は、2025年までの取組として進めているが、国はそれ以降も取組を継続していくことが必要との方針であり、そのあり方については、今後、国において検討

4. 外来医療計画、医師確保計画について

- 紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称や外来機能報告で把握可能な地域の外来医療の提供状況等を計画に反映
- 医師偏在指標の精緻化を図る観点からその算定式を見直すとともに、医師少数スポットの設定地域の考え方を明確化